

農地を所有できる法人（農業生産法人）の要件等の見直し

農地を所有できる法人について、法人が6次産業化等を図り経営を発展させやすくする観点から要件を見直すとともに、農地を所有できる法人の要件であることを明確にするため、農地法上の法人の呼称を変更。

改正前（現行）

1. 呼称

農業生産法人

2. 法人形態

株式会社（非公開会社に限る）、持分会社又は農事組合法人

3. 事業要件

売上高の過半が農業（販売・加工等を含む）

4. 構成員・議決権要件 ※構成員：株主、社員、組合員

○ 農業関係者

- ・ 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の3/4以上

○ 農業関係者以外の構成員

- ・ 保有できる議決権は、総議決権の1/4以下
- ・ 法人と継続的取引関係を有する関連事業者等に限定

5. 役員要件 ※役員：取締役、業務執行社員、理事

- 役員の過半が農業（販売・加工等含む）の常時従事者（原則年間150日以上）
- 更にその常時従事者である役員の過半が農作業に従事（原則年間60日以上）

改正後（平成28年4月1日施行）

農地所有適格法人

同左（変更なし）

○ 農業関係者

- ・ 常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協等の議決権が、総議決権の1/2超
- ・ 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体を通じて法人に農地を貸し付けている個人【追加】

○ 農業関係者以外の構成員

- ・ 保有できる議決権は、総議決権の1/2未満
- ・ **【撤廃】**

○ 同左（変更なし）

- 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち、1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）